LAW AND HUMAN SCIENCES

文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」

〒060-0810 札幌市北区北１０条西７丁目
北海道大学大学院文学研究科
新学術領域研究・法と人間科学　総括班
tel/fax：011-706-3912
email: lahs@let.hokudai.ac.jp
http://law-human.let.hokudai.ac.jp/

2015 年 9 月発行

LAW AND HUMAN SCIENCES

文部科学省科学研究費補助金
新学術領域研究「法と人間科学」

NEWS LETTER

vol. 8
September, 2015

最終年度に際して

法と人間科学における有機的交流から実働的連携へ …1
・法と人間科学のイベントに参加して
● 模擬裁判の開催レポート …2
● Yee-San Teoh 先生インタビュー …3
～台湾における司法面接～
● 各班からのレポート …4
● 札幌法と心理研究会レポート …5
●イベントカレンダーとお知らせ …6

最終年度に際して

法と人間科学における有機的交流から実働的連携へ

成城大学 法学部　教授　指宿 信
「取調録画と裁判員裁判－取調べ過程の可視化をめぐる制度構築と裁判員裁判への影響」班代表

2011(平成23)年度からスタートした新学術領域研究「法と人間科学」もいよいよ最終年度となり当初の研究期間を終えようとしています。以下、本領域の当初の目標を振り返ると共に、今後の課題について私見を述べて、わたしたちがこれから実現すべき目標を明確にする議論を進める一助にしたいと思います。

■目標の社会的受容

本領域へのチャレンジは２回目で成功しました。これだけの規模で研究者集団を組織することは容易ではありませんが、１０年にわたる法と心理学会の蓄積を中心に、捜査・司法過程や対人援助、法教育から被害者支援に至るまで人間諸科学の知見を法システムに実装していくという意欲的な目標に多数の研究者が連なることが出来ました。つまり領域承認には二つの側面があったのです。一つは関連領域における学問上の成熟と関係者の団結。もう一つは時代の要請でしょう。堅い、専門や研究室に閉じた学問から、開かれた、多様な学問間の協働により解決を必要とする社会的課題が認識され、時期を得たからに他ならないのです。

■到達点

ではそうした期待に本領域は応えたでしょうか？

わたしたちは、どこまで社会的課題を研究目標に取り込むことに成功し、かつ真摯にその課題と向き合ったでしょうか。これは外部評価を待つだけでは不十分で、わたしたち自身が批判的に「振り返り」の時間を持つ必要があるでしょう。もちろん当事者的には、この５年間を「走り続け」ることに精一杯で、とても到達度を測る余裕がなかったと言えるかもしれませんが。

実務における運用改革に貢献できた業績も、問題に関わって社会的な気付きを促し関係者への啓蒙に成功した研究もあったでしょう。法制化に向けた議論に一定の示唆を与えたり、実際の裁判過程で採用されたりした研究活動もあったでしょう。単に論文引用度では測りきれないインパクトを持った研究者集団であったことは間違いありません。

■学融と応用への挑戦

しかし、それだけでは本領域の目的が果たされたとは言えません。これまで異なる専門間で試みられた協力は“試運転”とでも呼べる状態で、“営業運転”を始めるには堅実な運行計画と実現可能な資金調達の確立が求められるでしょう。このまま所属する学問領域に帰るのではなく、こうした学際的に実働できる学問的アリーナを創造しなければなりません。更なる高みを展望すること、それこそが本領域の真のテーマであるはずですから。

法と人間科学のイベントに参加して

東京大学・助教
法と人間科学「佐伯班」研究協力者　綿村 英一郎

これまで法と人間科学のイベントに参加したことで、私が得たものは２つあります。

１つは、自身の研究テーマや関心以外についての最先端かつ幅広い知識です。時間がなくて学ぶことができずにいたテーマ、私にとっては司法面接・法教育・自白・目撃証言などは、法と人間科学主催の合宿や報告会に参加することで、短時間のうちにかなり理解が進みました。さらに、そうした理解を通じて、自身の研究テーマについても、より大きな枠組みで考察する必要があるとの認識を高めることもできました。

もう１つは、先生方とのネットワークです。ネットワークとはいっても「面識がある」程度ではなく、協働して研究することができるほどの強い有機的なつながりを意味します。これは、法と人間科学が長期にわたって質の高いイベントを定期的に開催してきたこと、合宿などで積極的に研究者間の意見交換を促進してきたこと、法と心理学会など諸学会とも連携してきたこと、これら３つが機能し実を結んだからでしょう。

今後の法と人間科学に期待することは、目的別のコラボレートです。現状の班編成はテーマ別で、○○担当といった縦割り型になっています。しかし、実務重視や理論重視など目的別による各班のつながり、いわば横の連携を促すことは、法と人間科学を一枚の“布”へと発展させ、人を守る“服”にも加工させうるようにも思います。

2014年度

模擬裁判の開催レポート

龍谷大学 法学部　教授　石塚 伸一
「犯罪者・非行少年処遇における人間科学的知見の活用に関する総合的研究」班代表

2015 年 3 月 28 日（土）龍谷大学において、模擬裁判を行いました。今回の調査は、石塚班の意識調査ユニットと協力して実施しました。

調査のねらいは、広い意味では、裁判員裁判において、一般市民と専門家が「刑事司法について（裁判、矯正および更生保護を含む）に対してどのような 認識と期待をもっているか」を調査することです。

裁判員裁判の施行を控えて、毎日新聞が実施した死刑に関する世論調査で、死刑を支持する人が８割を超えているのに、自分が裁判員になったら死刑を言渡せるという人が約６割であるという記事に接しました。法制度に対する考え方は、その人の体験や立場によって異なるのが当然です。多くの人は、はじめての裁判員に不安感をもっています。そのことがこの数字に反映しているのではないでしょうか。だとすれば、裁判員制度が始って、体験者が増えれば、死刑に対する世論調査にも、何か変化が生じるかもしれません。何か、その変化を検証する方法はな いだろうか。そう考えて、今回、模擬裁判を利用した意識調査を実施してみることにしました。

調査の特徴は、まず第１は、構造化した環境の下で模擬裁判を行い、対象者 を４グループに分けてアンケート調査を行ったことです(「立場の違いは､参 加者の 意識に何らかの影響を与えるか？」)。第２は､いわゆる「熟慮型(熟議型)アンケート調査」の手法を用い、裁判員グループには、事件についての評議後にアンケートに回答してもらいました。これに対して、統制グループは、議 論なしにアンケート調査に回答してもらいました（「議論は、参加者の意識に何らかの影響を与えるか？」)。第３は、鑑定人の証言に相当するＤＶＤを観る（専 門家による鑑定証言のある）裁判と観ない(鑑定証言のない)裁判を行いました(「専門家の鑑定は､参加者の意識に何らかの影響を与えるか？」)。第４に、被告人に死刑（絞首刑）を科すべきか否かを争点とするシナリオを作成しました（「情報は、参加者の意識に何らかの影響を与えるか？」)。

調査の実施には、法律専門家に裁判官・検察官・弁護人を依頼し、その他の役割は龍谷大学矯正・保護総合センターのリサーチ・アシスタント等に協力を仰ぎました。なお、この種の調査で実績のある佐藤舞さん（オックスフォード大学）に協力していただきました。この場を借りて、みなさんに感謝を申し上 げます。

調査の対象は、リクルー ト調査会社に依頼して、対価をお支払いして４０人 の参加者を募集し､ＤＶＤを観る裁判の裁判員・傍聴人と観ない裁判の裁判員・傍聴人 それぞれ１０人を割付けました。年齢・性別等は、内閣府の実施している直近の「基本的法制度に関する世論調査」(2014 年）を参考にしました。当日は、朝 １０時から夕方の５時すぎまで、かなりの長丁場 となりました。

参加者の確保には、かなりの経費を要しましたが、無作為に類似した集団特性を有する４つのグループを作ることは､きわめて困難であることを実感しました。評議に参加した裁判員たちは､口を揃えて「疲れた」と言っていました。

調査結果については、量的分析だけでなく、公判と評議の様子をすべて録画して、議論の展開と回答の関連についても分析しています。

本年度中には、成果の一 部を公表できます。反省点もあるので、今後も同種の調査を重ねてテータを集積し、新たな課題についても挑戦していきたいと考えています。

模擬裁判のようす

死刑に関する DVD の視聴

Yee-San Teoh 先生インタビュー ～台湾における司法面接～

ラウンドテーブルで発表中の Teoh 先生

昨年９月 20～21 日、北海道大学にて開催された「日本・韓国・台湾 司法面接ラウンドテーブル」に参加された Yee-San Teoh（趙儀珊）先生（国立台湾大学・心理学科・助理教授）に、台湾における司法面接の現状について仲班と総括班で共同インタビューを行いました。台湾では司法面接が理解され始め、浸透しつつあるそうです。先生のお話を以下のポイントに分けてご紹介します。詳しい内容は、2015 年７月発行の司法面接支援室通信・特別号をご覧下さい。
（司法面接室通信ダウンロード URL　http://child.let.hokudai.ac.jp/doc/?r=53）
（文責：仲班 司法面接支援室・尾山 智子、武田 知明；総括班支援室・高橋 文代）

●台湾での面接の現状と問題点

①面接方法に関する問題点：　台湾には、司法面接のような構造化された面接方法がないため、地域によって面接方法自体にばらつきがあります。例えば、ある地域では警察官２名ですが、他地域では、警察官あるいは検察官が１名のみで面接するケースもあります。面接は、ビデオ録画と並行して面接内容のタイピングが必須です。面接中、面接者が被面接者の目前で聴取内容をタイピングするため、面接が長時間にわたることもあり、被面接者（特に子ども）の負担になっています。さらに、タイピングされた書類は証拠として法廷に提出されますが、面接内容全てが記録されるわけではなく多くの情報が欠落し、法廷で用いるには証拠能力が弱いものと言わざるをえません。

②公式の司法面接研修の欠如とトレーナー不足：　台湾には、中央政府が用意した司法面接のガイドライン本（執筆に心理学者の関与なし）があります。その本には、「子どもと信頼関係を築け」「子どもに親切であれ」「オープン質問を心掛けよ」といったアドバイスが記載されていますが、2005 年に出版されて以来更新されておらず、現場では十分に活用されていないようです。

現在、警察官だけでなく、SW（ソーシャルワーカー）、弁護士、検察官などに司法面接研修を行っていますが、質問の仕方によって、被面接者が話す内容の正確性が変わることは知られていないため、司法面接の方法論のみならず本質と必要性から理解してもらわなければなりません。一方で、トレーナーが不足しており、現在、台湾で NICHD プロトコル研修を行っているのは１人（Teoh 先生）です。司法面接への関心が高まり、たくさんの研修要請がありますが、その多くを断らざるをえず、トレーナーの育成が急務です。

③文化的要因：　台湾では、ケースが起訴されると、真実だと考える人が多く、さらに「子どもは常に本当のことを話す」と考える傾向があり、司法面接研修は困難を極めました。また、警察官は、「台湾の子どもにオープン質問しても話さないから、クローズド質問をしなければならない」と考えているようです。実際、台湾では、家庭で子どもに「学校で良い子にしてた？お昼は食べた？…」などクローズド質問が多用されています。したがって、研修では、オープン質問の有益性・有効性を理論的に説明することが重要になります。研修によって、NICHD プロトコルの使用意向も高まっていますが、その受け入れはまだ動き出したばかりです。

●台湾における面接改善の兆し

例えば子どもが性的虐待を受けている場合を考えても、法廷証拠となる面接の記録を作成するまでに数多くの面接が想定されます。その中で、NICHD プロトコルが組み込まれるべき面接もいくつかあります。しかし、この面接回数が多いこと自体が問題視され、NICHD プロトコル導入前から面接回数を減らす動きがあり、多職種間の連携にも取り組んできました。現在、司法面接は警察官と検察官のみが行っており、彼らは SW、教師、医師に対して、子どもを守るため、質問は１つか２つにするよう要請しています。また、ある地方では、14 歳以下の子どもは警察官による面接が免除され、検察官が直接面接を行うところもあります。このような面接回数の軽減は、多くの非政府組織（NGO）が、子どもの性的虐待に関する捜査方法に大きな不満を持っていたために起きた大きなムーブメントによってもたらされました。彼らは一丸となって、政府に法律を変えるよう働きかけ、“面接の繰り返しを減らす” という名の政策ができました。これにより、SW や医師の面接を省略して警察官の面接から始められるようになり、トータル 1、2 回の司法面接で済むようになりました。大都市ではこの政策が浸透してきていますが、地方ではまだのところもあります。

●司法面接研修の対象と内容

現在、警察官と検察官を最優先に研修を行っていますが、基本的に、研修の要請があれば、どんな対象にも時間が許す限り行っています。受講者によって必要な内容が異なるため、ケースバイケースで研修内容を構成します。初心者には２日間の研修、中級者には１日研修を行っています。受講者は毎月研修をくり返し受講してケーススタディについて話し合っています。職業的な都合だけでなく、経済的な理由でも研修の内容を調整することがあります。このように相手の要望や必要に応じて研修を展開しています。

また、台湾では、多くのケースが不起訴になることが問題となっています。理由は、検察官が子どもを信用していないこと、子どもの証言自体が十分ではないこと、子どもの話した内容がごく僅かであることなどが挙げられます。これらは、面接者が司法面接研修を受けることで、質問の仕方を知り、解決できる問題だと考えています。

●今後の展望

台湾での司法面接に対する関心が高く、多くの人が NICHD プロトコル研修を希望しているので、より多くのトレーナーが必要になってきています。アメリカでは、SW としてのバックグラウンドを持っている人が公式の司法面接官になっています。台湾もこれに倣って、司法面接の専門面接官としての職業を確立したいと考えています。NGO、政府、裁判所の３者で、誰がその面接官になるべきか議論されているところですが、将来的にこの職業が確立されるときには、SW、警察官、医療関係、心理学などのバックグラウンドを持ち、そして十分に司法面接の研修を受けていることが（専門面接官としての）条件になると考えられています。

各班からのレポート

「第１回 鹿児島法と心理研究会」　指宿班　3月

2015 年３月 17 日 (火)、鹿児島大学郡元キャンパスにおいて、第１回鹿児島法と心理研究会が開催されました。地方と呼ばれる地域においても、法と心理の学際的な知見に対する強いニーズがそれぞれの現場に存在します。南九州において法と心理に関わる人々が自由に集い、問題意識を交換し、最新の専門的知見に学ぶための場として、この研究会を設立しました。鹿児島大学内の同研究会事務局と、新学術領域「法と人間科学」指宿（可視化）班の共催によるものです。

第１回研究会では、①ジョージム・スラキス氏（オークランド大学）による「ニュージーランドにおける少年犯罪および少年司法」、②吉中信人氏（広島大学）による「少年非行と少年法」、③土岐篤史氏（鹿児島大学・臨床心理士）による「非行臨床に見られる心理的発達課題について」と題した各報告がなされました。参加者は 25 名。大学に所属する研究者のほか、弁護士、臨床心理士、精神科医、中学校教諭、学生など幅広く、それぞれの専門性を背景に活発な意見交換がなされました。

第２回研究会の開催は、2015 年 11 月ころを予定しています。みなさまのご参加・ご支援をよろしくお願い申し上げます。（文責：鹿児島大学・中島宏）

2015 年度 第１回「刑罰と犯罪防止」研究会「法制度に関する全国意識調査結果分析」　河合班　6月

６月２８日（日）桐蔭横浜大学法学部長室にて開催しました。参加者は合計８名でした。「刑罰と犯罪防止」班は、2014 年３月から４月にかけて、死刑と厳罰化に関する本格的な全国意識調査を実施しました。単純集計についての報告書は完成し、『桐蔭法学』に９月に掲載予定となっています。いよいよ、結果分析がおもしろいところにさしかかってきたので、その検討会に他班からも参加者をつのったところ、公募班から高橋征仁先生、佐藤班の若手院生、斉藤絢子さんと小坂祐貴君の合計３名が参加してくださいました。

犯罪状況、刑罰についての正しい知識などを与えれば、死刑廃止の賛成者数は有意に減少することが知られていますが、依然として存置派が多数派を占めます。冤罪の死刑囚が１０％いると仮定すれば、死刑執行の一旦停止に７割が賛成することを発見しました。また、厳罰を求める意見は強いが、同時に、犯罪者の更生を大切にする意見もそれ以上に強いこと等が確認できました。この日の研究会では、高学歴者が死刑に賛成していることなどデモグラフィック要因や、その他の社会的態度などとの関連を検討しました。（文責：横浜桐蔭大学・河合 幹雄）

第 16 回 被疑者取調べ録画研究会「台湾および中国における被疑者取調べ可視化 ―その現状と課題―」　指宿班　7月

2015 年７月３日 (金)、京都弁護士会館にて、中国法を専門とする明治大学法学部の鈴木賢教授を招き、「台湾および中国における被疑者取調べ可視化―その現状と課題―」と題して「第 16 回被疑者取調べ録画研究会」(代表：指宿信 (成城大学・教授)、事務局：吉井匡（香川大学・准教授）) が開催されました。

鈴木教授からは、台湾・中国の取調べの現状が報告されました。まず台湾では、1997 年の刑事訴訟法改正によって、アジア地域で初の取調べの全面録画制度が始まっていますが、録画義務違反が少なくなく、しかも裁判所はそのような違反があってもほとんど自白調書の証拠能力を否定しないとのことでした。鈴木教授は、このような場合に自白調書の証拠能力を否定することの重要さを説かれました。なお、2011 年に鈴木教授は「先進国である日本だけが弁護士の立会いや録音が実現していないのは信じがたい」と、インタビューの際に台湾の弁護士に言われたとのことです。

講演中の鈴木教授（明治大学）

また、中国でも 2003 年から徐々に取調べの録音・録画が始まっており、2013 年の刑事訴訟法改正では、「録音ないし録画は全過程について行い、完全性を保持しなければならない」との文言も盛り込まれましたが、それでもなお、録画のない取調べの法的効果は曖昧であるとの指摘もなされているようです。

報告を踏まえ、参加者全体で活発な議論がなされました。今回の研究会は、近々始まる日本の取調べ可視化を考える上でも、大変参考になるものであったと思われます。
(文責：香川大学・吉井 匡)

札幌法と心理研究会レポート

受刑者のこころの健康とその介入

7月

2015 年 7 月 10 日、北海道大学で開催された札幌法と心理研究会席上で「受刑者のこころの健康とその介入」という題でご報告させていただきました。

監獄法が改正され「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」が施行され、再犯の可能性などが認められる受刑者に対しての改善指導が義務づけられました。「処遇の個別化」が掲げられ、対象者それぞれの問題に合わせて指導上のカリキュラムが組まれるようになってきておりますが、提供されるプログラムの内容のみならず、アセスメントおよびその効果測定など、課題があるのが現状です。私が所属する千葉大学社会精神保健教育研究センターでは刑務所と共同研究協定を結び、収容受刑者の理解、適切なプログラムの検討及び提供を目的に研究を行っております。私たちの取り組みは、施設ごとへ丁寧にフィードバックすることを重視し、施設収容者の理解、各プログラムの目標や効果について検討していくという視点にたち開始いたしました。諸外国の刑務所プログラムにおいても、対象者の特性を考慮した教育的なプログラムの提供が、社会的スキルの向上や精神的健康度を高め、受刑者の「社会への再統合」に貢献すると言われております。私たちも、ここに焦点をあて検討し介入することをすすめたいと考えております。

当日は、このような研究の目標をお話するとともに、受刑者の主観的健康度についての調査結果の一部をご報告させていただきました。あわせて、臨床研究として、その結果を活用し提供させていただいているプログラムの内容、その効果について、現状の課題について触れました。ディスカッションを通して、受刑者が「幸福感」を感じることと再犯のない生活を維持していくということについて、私自身あらたな課題や気づき、さらには研究として報告するにあたっての説明責任を感じることができました。このような機会を与えていただきましたこと感謝申し上げます。

(文責：千葉大学 社会精神保健教育研究センター・特任助教　東本愛香)

各月の活動

2月

２月２３日（月）北海道大学 / 人文社総合教育研究棟（W101）にて開催

■題　目１：**「事実認定について」**

■報告者１： **白取 祐司 先生**（北海道大学 大学院 法学研究科）

■内　容１： これまで刑事訴訟法研究者および実務家（裁判官など）が行ってきた事実認定研究を振り返り、法学と心理学の共同作業の可能性を探った。

■題　目２：**「司法面接結果の公判廷への顕出・再論」**

■報告者２： **緑 大輔 先生**（北海道大学 大学院 法学研究科）

■内　容２： 司法面接の様子を録画したＤＶＤを、刑事公判手続において実質証拠として採用する方法を、判例および証拠法理論を踏まえた上で再検討した。

4月

４月２４日（金）北海道大学 / 人文社総合教育研究棟（W101）にて開催

■題　目：**「子どもの供述の分析について」**

■報告者：**仲 真紀子 先生**（北海道大学 大学院 文学研究科）

■内　容：供述分析の方法・手続きは、分析対象（どのような材料が与えられるか）や、良い面接に関する知識・知見（誘導・暗示が生じにくい発問や面接に関する研究成果）に大きく依存している。分析対象や良い面接に関する知見、そして供述分析の方法に関する変化を、司法面接研究の成果ともからめながら話題提供した。これまで刑事訴訟法研究者および実務家（裁判官など）が行ってきた事実認定研究を振り返り、法学と心理学の共同作業の可能性を探った。

6月

６月２日（火）北海道大学 / 人文社総合教育研究棟（W302）にて開催

■題　目：**「裁判員裁判における死刑求刑事件の動向―心理学との接点を求めて―」**

■報告者： **城下 裕二 先生**（北海道大学 大学院 法学研究科）

■内　容：裁判員裁判開始以降の、死刑求刑事件における量刑判断の枠組みを概観し、死刑判決と無期懲役判決の「分水嶺」がどこにあるのかを検討した。併せて、死刑回避の一手段として、心理鑑定（情状鑑定）にどのような役割が期待されているかを考察した。

イベントカレンダーとお知らせ

2015

9月22～24日	日本心理学会 第79回大会［名古屋国際会議場］
9月26～27日	日本犯罪心理学会 第53回大会［東北大学・川内キャンパス］
10月16～18日	第９回 東アジア法と心理学国際会議＊［立命館大学・茨木キャンパス］
10月24～25日	法と心理学会第16回大会［獨協大学］
10月31日～11月1日	日本社会心理学会 第56回大会［東京女子大学］
11月21日～22日	日本犯罪社会学会 第42回大会［桐蔭横浜大学］
12月　5日	法と精神医療学会 第31回大会［広島大学・東千田キャンパス］

＊東アジア法と心理学国際会議は若手の国際学会登竜門の位置づけです。多くの若手研究者の応募をお待ちしています。

2015年度「法と人間科学」イベント情報

●「法と人間科学」拡大版総括班会議　領域メンバーイベント

■ **日時：２０１５年１０月２３日（金）１３：００～１７：００**

■ **場所：北海道大学東京オフィス**（東京都千代田区丸の内１丁目7-12 サピアタワー 10 階）

各研究班の進捗報告と今年度後半のスケジュールの確認などを行いますので、総括班以外の各研究班代表者（計画研究班および公募研究班）の先生方にご出席頂きますようお願いします。

●「法と人間科学」総括シンポジウム（仮称）

「法と人間科学」５年間の研究成果を、研究者のみならず実務家や市民の皆様に広くご紹介するイベントです。イベント名を募集いたしますので、総括班支援室までメールにてご連絡下さい。

■ **日程：２０１６年２月１４日（日）**終日

■ **場所：北海道大学・人文社会総合教育研究棟２階**

●「法と人間科学」模擬裁判

■ **日程：２０１６年２月２７日（土）**

■ **場所：関西学院大学キャンパス（仮）**

●「法と人間科学」全体会　領域メンバーイベント

■ **日程：２０１６年２月２８日（日）**

■ **場所：関西学院大学・大阪梅田キャンパス**

各研究班の最終研究成果報告がメインのサブジェクトとなります。各研究班の代表者のみならず、領域メンバーおよび関連研究室の大学院生を含む若手研究者のご参加をお願いします。

実務家研修

- **10月26・27日（月・火）**［北海道大学・クラーク会館］
  2015 年度 10 月司法面接研修
- **11月1日（日）13:00～17:15**［徳山大学・301 教室］
  「多言語社会を迎えてことばの壁とどう向き合うか ～留学生が事件・事故に遭遇したとき～」
- **11月16・17日（月・火）**［北海道大学・クラーク会館］
  2015 年度 11 月司法面接研修
- **11月23日（祝・月）10:00～16:00**［ウィンクあいち･1307会議室］
  「子どものための司法面接と体験を語る子どもの心理 ～子どもへの包括的な支援をめざして～」
- **2016年3月13日（日）13:00～17:00（予定）**［東京］
  「児童虐待における多機関・多職種ネットワーク構築に向けて」

編集後記　総括班

月日がたつのは早いもので、本領域も最終年度をむかえました。３月の模擬裁判の翌日には「法と人間科学」の全体会が開催され、各班の研究者たちが最終年度への意気込みを確認し合いました。今年度前期は、各研究班の研究会などが数多く実施され、若手研究者、実務家の皆さまにご参加・交流いただきました。今年度後期は、６月に１回目を終えた仲班の司法面接研修を 10、11 月にも実務家研修として実施します。その他、11 月１日には羽渕由子先生（徳山大学）、11 月 23 日には田中晶子先生（四天王寺大学）、３月 13 日には橋場典子先生（北海道大学）の企画による実務家研修を開催します。その他、10 月には、総括班会議、立命館大学での東アジア法心理学会第９回大会、２月には、北海道大学での総括シンポジウム（仮称）、関西学院大学での模擬裁判と全体会を開催します。本領域のグランドフィナーレにむけて、法と人間科学に関わる、実務家、市民、そして研究者の皆さまには引き続きご協力をお願い申し上げます。

（法と人間科学 総括班支援室　名畑）